

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により、生徒が学校感染症に感染した場合、患者本人の休養と周囲への蔓延、流行を防ぐため出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

万が一、お子様が学校感染症であると医師から診断された場合は、すぐに学校へ連絡いただくとともに、医師からの登校許可が下りるまでご家庭で休養させていただきますようお願いいたします。

なお、医師より許可が出ましたら、別紙「学校感染症による登校許可証」にご記入いただき、登校時にお子様を通じてご提出ください。

《主な感染症と出席停止の基準》

感染症名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症後5日、 <u>かつ</u> 、解熱後2日が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 <u>かつ</u> 、全身症状が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により、医師が感染のおそれなしと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
※その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・マイコプラズマ感染症 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・流行性嘔吐下痢症 など	※条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症です。出席停止の指示などは、重大な流行の態様などを考慮したうえで判断されます。（直ちに出席停止とはなりません）